

広島県告示第四百二十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、広島圏都市計画臨港地区（厳島港臨港地区）内における分区を次のとおり指定する。

なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所廿日市支所管理用地課において縦覧に供する。

令和元年六月十三日

厳島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | |
|-------|---------------|-------------------|
| 分区の種類 | 区 | 面 積 （ヘクタール） |
| 商港区 | 廿日市市宮島口一丁目の一部 | 一・〇 |